二	㈠　農業用用排水施設の変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の㈡に掲げるものを除く。） ㈡　農業用用排水施設の変更であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）	百分の五十五
三	農業用用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更に要する事業費（一の項及び二の項の㈠に掲げるものを除く。）	百分の五十二
四	農業用用排水施設の変更に要する事業費（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）	百分の五十

別表第十五の三（第七十八条第二項の表離島の項関係）

	事業費の区分	補助の割合
一	除塩事業に要する事業費（四の項に掲げるものを除く。）	百分の九十
二	土地改良施設の突発事故被害の復旧であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費	百分の六十
三	土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）	百分の五十二
四	除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	百分の五十

別表第十六中「第七十八条」を「第七十八条第二項の表離島の項」に改め、同表の五の項の㈠及び九の項中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改める。

（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ヲを次のように改める。

ヲ　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請により、又は同法第八十七条の二から第八十七条の五までの規定により行う同法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち、同項第一号に掲げる事業（次に掲げるものに限る。）、同項第二号に掲げる事業、同項第三号に掲げる事業（農地中間管理機構関連農地整備事業として行われる補助事業に限る。）、同項第四号に掲げる事業（直轄事業に限る。）、同項第五号に掲げる事業（土地改良施設突発事故復旧事業として行われる直轄事業及び補助事業に限る。）及び同項第七号に掲げる事業（地盤沈下対策事業として行われる補助事業に限る。）

(1)　農業用用排水施設に係る直轄事業

(2)　農業用用排水施設、防災ダム及び湖岸堤防に係る補助事業（湖岸堤防に係る補助事業にあつては、次に掲げる額のいずれかが五千万円以上である場合における当該補助事業に限る。）

(i)　当該補助事業に要する経費の総額

(ii)　当該補助事業に要する経費の総額及び当該補助事業と事業効果を共通にする国が行う湖岸堤防に関する事業又は当該補助事業以外の地方公共団体が行う湖岸堤防に関する事業に要する経費の総額の合算額

(iii)　当該補助事業に要する経費の総額及び当該補助事業の全部又は一部がその区域内において行われる一の市町村の区域内においてその全部又は一部が行われる国が行う湖岸堤防に関する事業又は当該補助事業以外の地方公共団体が行う湖岸堤防に関する事業に要する経費の総額の合算額

(3)　湛水防除事業として行われる補助事業（当該補助事業に要する経費の総額が五千万円以上であるものに限る。）

(4)　地盤沈下対策事業として行われる補助事業

(5)　基幹農道整備事業、広域営農団地農道整備事業又は畑地帯総合土地改良事業（これらの事業の附帯事業を除く。）として行われる農業用道路に係る事業

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第三条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請により行う農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更」を「若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請により行う農業用用排水施設の新設、管理、廃止若しくは変更又は同法第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良施設の突発事故被害の復旧」に改める。

（旧土地改良法施行令の一部改正）

第四条　土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の土地改良法施行令の一部を次のように改正する。

第五十二条の二第七項中「より災害復旧」の下に「又は突発事故被害の復旧（以下この項及び次条第二項において「災害復旧等」という。）」を加え、「当該災害復旧」を「当該災害復旧等」に改める。

第五十三条第二項中「災害復旧」を「災害復旧等」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
農林水産大臣　齋藤　健

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第五条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。